

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

○準特地部局の指定の一部改正..... 8

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則 2-55

北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則
北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則（北海道人事委員会規則 2-5）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表調査員の項の次に次のように加える。

専門主任

上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則 2-56

北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部を改正する規則
北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則（北海道人事委員会規則 2-45）の一部を次のように改正する。

別表第1中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2個別事項第36号中「第23条第3項」を「第23条の2第3項」に改め、同事項第46号中「伴い行うもの」の次に「、同規則第7条に規定するおおむね6年ごとに行うもの」を加え、同事項第47号中「伴い行うもの」の次に「、特地勤務手当等に関する規則第7条に規定するおおむね6年ごとに行うもの」を加え、同事項第48号中「こと（）」の次に「へき地学校等の指定基準の改正に伴い行うもの、」を加える。

附 則

目 次 ページ

道人事委員会規則

○北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則.....	1
○北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部を改正する規則.....	1
○職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則.....	2
○職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則.....	2
○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	2
○北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	2
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....	3
○農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則.....	3
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....	3
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	3
○宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則.....	4
○住居手当に関する規則の一部を改正する規則.....	4
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則.....	4
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則.....	4
○単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則.....	5
○退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則.....	5
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....	6
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	6
○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....	6
○北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則.....	6
○北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則.....	7

道人事委員会告示

○北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定の一部改正.....	7
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正.....	7
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正.....	8
○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正.....	8

この規則は、公布の日から施行する。

職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則6－51

職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用の方法及び手続に関する規則（北海道人事委員会規則6－0）の一部を次のように改正する。

第7条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則6－52

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（北海道人事委員会規則6－6）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「第7条第6号」を「第7条第7号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第7条第5号」を「第7条第6号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 規則第7条第5号に掲げる職への採用に係る選考の実施

別表第1の4の項第12号中「副研究員」の次に「（警察本部に属するものに限る。）」を加える。

別表第2の1の項第4号中「別表第2」を「別表第1」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7－1340

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－27）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第6条の2を第6条とし、第10条を削り、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（航空手当）

第7条 条例第12条の5第1項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる業務とする。

- (1) 最低安全高度以下の低空を飛行して行う業務
- (2) 夜間に飛行して行う業務
- (3) 海上を飛行して行う業務
- (4) その他人事委員会が認める危険又は困難な業務

2 条例第12条の5第2項に規定する人事委員会規則で定める業務は、捜索救難のための訓練の業務とする。

第11条第1項中「、子ども総合医療・療育センター」を削り、同条第2項中「、子ども総合医療・療育センター地域連携課」を削る。

第13条第2項の表中「第10条の4第1項第2号」を「第11条第1項第2号」に改める。

別表中「（第8条関係）」を「（第9条関係）」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7－1341

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－29）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「当該作業に」を「当該作業のうち道路上において行うものに従事した場合で、その」に、「場合」を「とき」に改める。

第5条の3中「次に掲げる」を「犯罪の予防若しくは捜査、交通取締り、看守、警ら、警

備、通信指令、警察安全相談、報道連絡、無線の送受信、電話の交換又は電子計算組織の端末装置の運用若しくは保守の」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7－1342

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7－188）の一部を次のように改正する。

別表第1道立病院（人事委員会の定める道立病院に限る。）の項を削り、同表道立病院（人事委員会の定める道立病院を除く。）及び道立診療所の項中「道立病院（人事委員会の定める道立病院を除く。）及び」を削り、同表道立精神科病院の項、子ども総合医療・療育センターの項及び備考を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7－1343

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－232）の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ中「第108条に規定する大学」を「第108条第3項に規定する短期大学」に、「、独立行政法人水産大学校法」を「又は国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成11年法律第199号）による国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）による廃止前の独立行政法人水産大学校法」に、「水産大学校又は」を「水産大学校若しくは」に、「若しくは地方公共団体の試験研究機関、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）による試験研究機関若しくは」を「、地方公共団体若しくは独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）による独立行政法人の試験研究機関、」に、「若しくは財団法人漁村教育会」を「又は一般財団法人漁村教育会」に、「若しくは給与条例」を「、給与条例」に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7－1344

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－267）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表北海道博物館の項中「学芸主幹」を「学芸主幹
研究主幹」に改め、同表道立病院の

項、道立精神科病院の項及び子ども総合医療・療育センターの項を削る。

別表第1ウの表警察署の項を次のように改める。

警察署	署長	2種（人事委員会が別に定める場合にあつては、1種）
	副署長	3種（人事委員会が別に定める場合にあつては、2種又は4種）
	分庁舎所長	4種

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7－1345

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－280）の一部を次のように改正する。

第22条の2第4項第3号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「育児休業法」に改める。

第24条第2号イ中「第65号）」の次に「又は北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成29年北海道条例第3号）」を加える。

第26条の2第2号中「うち、」の次に「職務の級が」を加える。

第29条の8第1項ただし書中「あらかじめ人事委員会と協議して」を「これらの規定にか

かわらず、人事委員会の定めるところにより」に改める。

第29条の8の2に次のただし書を加える。

ただし、任命権者は、その所属の道職員給与条例第19条の4第1項、学校職員給与条例第19条の4第1項及び警察職員給与条例第22条の4第1項に規定する職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合又は職務内容等の事情により、同号及び第2号に定める成績率によることが適当でないと認める場合には、これらの規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

第29条の8の2第1号中「100分の40超」を「100分の41以上」に、「100分の50超」を「100分の51以上」に改め、同条第2号及び第3号中「100分の40」を「100分の39.5」に、「100分の50」を「100分の49.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の読替え）

16 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第9条中「道職員給与条例第10条第1項、学校職員給与条例第10条第5項及び警察職員給与条例第12条第1項」とあるのは、「北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第108号）附則第4項の規定により読み替えられた道職員給与条例第10条第1項、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第109号）附則第4項の規定により読み替えられた学校職員給与条例第10条第5項及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第111号）附則第4項の規定により読み替えられた警察職員給与条例第12条第1項」とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則7－1346

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－285）の一部を次のように改正する。
第2条の2第1項中「道立病院、道立精神科病院その他病院である」を「診療所その他の」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則7－1347

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－354）の一部を次のように改正する。

第2条の3中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされた職員にあっては当該再任用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第2条第1項若しくは公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰し、又は北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2第1号の規定による休職から復職した職員にあっては当該復帰又は復職」を「同規則第5条第2項第6号に掲げる事由が発生した職員にあっては当該事由の発生」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則7－1348

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（北海道人事委員会規則7－404）の一部を次のように改正する。

第6条中「、病院、子ども総合医療・療育センター」を削る。

第7条第1号中「、臨床工学技士」を削る。

第8条第1項中「、助産師」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則 7－1349

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則 7－405）の一部を次のように改正する。

目次中「－第45条」を「・第44条」に改める。

第2条第10号中「並びにこれらに相当する試験」を削り、同条第11号を削り、同条第12号中「並びにこれに相当する試験」を削り、同号を同条第11号とし、同条中第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第2項中「第65号）」の次に「又は北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成29年北海道条例第3号）」を加え、「同条例」を「これらの条例」に改める。

第13条第2項及び第14条第1項第1号中「、「短大卒程度」にあつては「短大卒」の区分」を削る。

第45条を削る。

別表第2アの表正規の試験の部短大卒程度の項を削る。

別表第2カの表正規の試験の部短大卒程度の項を削る。

別表第2クの表中「臨床工学技士」を「理学療法士」に改め、同表備考第1項中「、臨床工学技士」を削る。

別表第6アの表一般の部正規の試験の款短大卒程度の項を削る。

別表第6カの表正規の試験の部短大卒程度の項を削る。

別表第6クの表中「臨床工学技士」を「理学療法士」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則 7－1350

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7－754）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第6号中ウをエとし、イをウとし、アの次にイとして次のように加える。

イ 採用をされたこと（職員以外の地方公務員等であった者から引き続き人事交流等又は公益的法人等派遣法第10条第1項の規定による採用をされたもの及びアに掲げ

る事由に該当するものを除き、採用の事情等を考慮して任命権者が定めるものに限る。）。

別記第1号様式記入上の注意の第7項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用をされた者、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第2条第1項若しくは公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した者若しくは北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2第1号の規定による休職から復職」を「規則第5条第2項第6号に掲げる事由が発生」に、「それぞれ「適用」又は「再任用」、「復帰」若しくは「復職」を「「事由発生」に改める。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においてこの規則による改正後の単身赴任手当に関する規則第5条第2項第6号イに掲げる事由の発生に伴い同号に掲げる職員としての要件（同項第7号の規定により読み替えて適用される同項第1号から第5号までに掲げる職員としての要件を含む。）を具備するに至った職員であつて、この規則の施行により施行日以後に新たに単身赴任手当を支給することができることとなる職員との権衡上必要があると認められるものには、施行日を当該事由が発生した日として単身赴任手当を支給することができる。

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則11－24

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則（北海道人事委員会規則11－22）の一部を次のように改正する。

第1条中「）第6条」の次に「の規定により条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合」を加え、「第18条第5項（北海道知事等の退職手当に関する条例第6条及び）」を「第18条第5項（北海道知事等の退職手当に関する条例第6条の規定により条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合、）」に、「第15条第4項において準用する場合」を「第3条及び北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成29年北海道条例第3号）第3条の規定により条例の規定の例によることとされる場合（以下これらの場合を

「一般職の職員の例によることとされる場合等」という。）」に、「北海道知事等の退職手当に関する条例第6条及び北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例第7条の規定により北海道職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合並びに北海道企業職員の給与の種別及び基準に関する条例第15条第4項において準用する場合」を「一般職の職員の例によることとされる場合等」に改める。

第2条中「北海道職員の給与に関する条例」を「条例」に改める。

第3条中「北海道知事等の退職手当に関する条例第6条及び北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例第7条の規定により北海道職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合並びに北海道企業職員の給与の種別及び基準に関する条例第15条第4項において準用する場合」を「一般職の職員の例によることとされる場合等」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則13－99

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－43）の一部を次のように改正する。

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「」又は4時間」の次に「（前項に規定する場合にあっては、4時間又は3時間45分。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第6条の人事委員会規則で定める場合は学校職員が週休日において人事委員会が定める業務に従事する場合とし、同条の人事委員会規則で定める時間は3時間45分とする。
第22条中「から第3項まで」を「、第3項及び第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則14－72

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14－1）の一部を次のように改正

する。

別表知事部局の項本庁の事項中「総合教育担当局長」を「総合教育推進室長」に改め、同項総合振興局の事項中「建設管理部各室の」の次に「次長、」を加え、同項道立病院の事項、道立精神科病院の事項及び子ども総合医療・療育センターの事項を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則16－29

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16－1）の一部を次のように改正する。

別表第1中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から11の項までを1項ずつ繰り上げ、12の項を削り、13の項を11の項とし、14の項から20の項までを2項ずつ繰り上げ、同表に次の1項を加える。

19 北海道住宅供給公社

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則17－12

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員等の育児休業等に関する規則（北海道人事委員会規則17－0）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者」及び「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に、「同条第2項」を「同条第1号」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年 3月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則23－2

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則
北海道職員の退職管理に関する規則（北海道人事委員会規則23－0）の一部を次のように改正する。
第14条に次の1号を加える。
(12) 北海道病院事業職員給与規程（平成29年北海道病院事業管理規程第15号）の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職（内部組織の長等の職を除く。）
別表に次のように加える。

道 立 病 院 局	道立病院部長
---------------	--------

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第2号

昭和48年北海道人事委員会告示第6号（北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定）の一部を次のように改正し、平成29年 4月 1日から施行する。
平成29年 3月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

第1項第4号中「北方民族博物館グループ、文学館グループ又は釧路芸術館グループ」を削る。
第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。
第4項第1号中「、助産師」を削り、同項第2号中「保健師等」の次に「又は助産師」を加える。

北海道人事委員会告示第3号

平成27年北海道人事委員会告示第11号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成29年 4月 1日から施行する。ただし、この告示による改正後の平成27年北海道人事委員会告示第11号根室振興局の項中上西春別中学校に係る部分は、同年 1月 1日から適用する。
平成29年 3月31日

後志総合振興局の項中

「 京極町字川西	南京極小学校	1	」を削り、胆
--------------	--------	---	--------

振総合振興局の項中

「 壮瞥町字南久保内	久保内中学校	1	」及び
----------------	--------	---	-----

「 むかわ町穂別仁和	仁和小学校	2	」を削り、渡
----------------	-------	---	--------

島総合振興局の項中

「 森町字赤井川	赤井川小学校	1	」及び
--------------	--------	---	-----

「 八雲町熊石折戸町	熊石第二中学校	2	」を削り、
八雲町熊石相沼町	相沼小学校	2	
八雲町熊石泊川町	泊川小学校	2	

「雲石小学校」を「熊石小学校」に、「熊石第一中学校」を「熊石中学校」に改め、

「 八雲町熊石関内町	関内小学校	2	」を削り、檜
----------------	-------	---	--------

山振興局の項中

「 厚沢部町字美和	美和小学校	1	」を削り、
---------------	-------	---	-------

「奥尻町字奥尻」を「奥尻町字赤石」に改め、

「 奥尻町字青苗	青苗中学校	4	」を削り、上
--------------	-------	---	--------

川総合振興局の項中

「 占冠村字上トマム	トマム小学校	3	」を
占冠村字上トマム	トマム中学校	3	

「 占冠村字トマム原野	トマム学校	3	」に改め、宗
-----------------	-------	---	--------

谷総合振興局の項中

「 猿払村芦野	芦野小学校	3	」を削り、
-------------	-------	---	-------

「 利尻町仙法志字本町	仙法志中学校	5	」を
-----------------	--------	---	----

「利尻町杓形字神居 利尻中学校 4 」に改め、	「由仁町本三川 三川小学校 」を削る。
「利尻町杓形字日出町 杓形中学校 4 」を削り、オ ホーツク総合振興局の項中	北海道人事委員会告示第5号 平成27年北海道人事委員会告示第13号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。 平成29年3月31日 北海道人事委員会委員長 楢田信知 後志総合振興局の項中
「紋別市元紋別 元紋別小学校 1 」 「紋別市元紋別 紋別市元紋別地区共同調理場 1 」、	「倶知安町北4条東9丁目 東小学校 」を
「紋別市上渚滑町1丁目 上渚滑中学校 1 」及び	「倶知安町北4条東9丁目 東小学校 」に改め、オ
「紋別市上渚滑町6丁目 紋別市上渚滑地区共同調理場 1 」を削り、十	「倶知安町北6条東10丁目 東小学校 」
勝総合振興局の項中 「広尾町字紋別18線 豊似中学校 2 」を削り、釧	ホーツク総合振興局の項中 「紋別市渚滑町8丁目 紋別市渚滑地区共同調理場 」を削る。
路総合振興局の項中 「厚岸町床潭 床潭小学校 1 」を削り、根	北海道人事委員会告示第6号 平成28年北海道人事委員会告示第6号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。 平成29年3月31日 北海道人事委員会委員長 楢田信知 アの表留萌振興局の項中
室振興局の項中 「別海町西春別 上西春別中学校 2 」を削り、	「羽幌町栄町 羽幌病院 」を
「別海町西春別駅前西町 上西春別小学校 2 」を	削る。 イの表札幌の項中
「別海町西春別駅前西町 上西春別小学校 2 」に改め、	「由仁町川端 栗山警察署川端駐在所 」を
「別海町西春別駅前西町 上西春別中学校 2 」	夕張市旭町 夕張警察署 」
「中標津町字武佐15線 武佐小学校 3 」を削る。	夕張市清水沢2丁目 夕張警察署清水沢交番 」
北海道人事委員会告示第4号 平成27年北海道人事委員会告示第12号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。 平成29年3月31日 北海道人事委員会委員長 楢田信知 空知総合振興局の項中	夕張市南部東町 夕張警察署南部駐在所 」

「	夕張市旭町 夕張市清水沢2丁目 夕張市南部東町 夕張市沼ノ沢 夕張市紅葉山 由仁町川端	栗山警察署夕張警察庁舎 栗山警察署清水沢交番 栗山警察署南部駐在所 栗山警察署沼の沢駐在所 栗山警察署紅葉山駐在所 栗山警察署川端駐在所	」
に、			
「	仁木町銀山2丁目 赤井川村字赤井川 古平町大字浜町	余市警察署銀山駐在所 余市警察署赤井川駐在所 余市警察署古平駐在所	を
「	古平町大字浜町 仁木町銀山2丁目 赤井川村字赤井川	余市警察署古平駐在所 余市警察署銀山駐在所 余市警察署赤井川駐在所	に

改め、同表旭川の項中「沼田警察署碧水駐在所」を「深川警察署碧水駐在所」に、「沼田警察署和駐在所」を「深川警察署和駐在所」に改める。